シェアキッチン利用規約

株式会社 長 栄 (以下「当社」といいます。)が管理運営する別紙に定めるシェアキッチン (以下「本件施設」といいます。)をご利用して頂くにあたり、次の通り利用規約 (以下「本規約」といいます。)を定めます。本規約は、本件施設を利用する個人または法人 (以下「利用者」といいます。)に適用されます。なお、当社は、本規約を補充するため、当社のウェブサイト、説明書、本件施設の利用申込フォーム等に、別途、本件施設の利用に関する注意事項、遵守事項等の規定を設けることがあります。この場合、それらの規定は本規約と一体をなします。

第1条(本件施設の利用目的、特約等)

本件施設の利用目的は、原則、以下の各号に定める目的に限ります。

- (1) フード(食べ物に加えて飲み物も含むものとします。以下同様。)の調理、製造または加工。
- (2) テイクアウトによるフードの販売。
- (3) 当社指定のイートインスペースを利用したフードの販売。
- (4) 当社が別途指定した物品の販売。
- 2 利用者は、本件施設の利用とあわせて、ECサイトを通じての販売、デリバリー、ケータリングもしくはフードトラック等の利用、または別の場所でのフードの販売を行う場合は、当社と事前に協議のうえ、当社の承諾を得て下さい。
- 3 飲食店営業許可、本件施設の内容及び利用代金に関する事項は、特約にて定めるものとします。
- 4 利用者が本件施設を利用するにあたって、飲食店営業許可以外に菓子製造許可、 そうざい製造業許可、食肉製品製造業許可、乳製品製造業許可、酒類販売業免許 等が必要となる場合、当社と利用者は別途協議のうえその取扱いを定めるものと し、かつ、本規約(特約を含む)においては「飲食店営業許可」の文言をこれら の文言に読み替えるものとします。

第2条(施設における区画・設備の変更、立入り調査)

当社及び利用者は、本規約によっては利用者に借地借家法に基づく借家権が付与されるものではないことを相互に確認します。

- 2 利用者は、本件施設で利用することができる区画・設備の変更について、当社の 指示に従うものとします。
- 3 当社または当社の指定する者が、本件施設の管理運営のため、本件施設に立入り、 これを調査・点検することがあり、また、必要と判断した場合は利用者に対して適宜 の措置を求める場合があることを、利用者は了解しているものとします。

第3条(利用申込みとお支払いの手続き)

本件施設の利用を希望される方は、あらかじめ本規約に同意のうえ、利用希望日の1か月前までに当社指定の利用申込書に記入して当社に提出することにより、利用の申込みをして下さい。当社は当該申込みに対する承諾または非承諾に関する通知を、書面、FAXまたは電子メール等の電磁的方法で通知いたします。当社が当該申込みに対する承諾をした方は、利用者として本件施設を利用することができます。

- 2 当社は、利用者が本件施設の利用を申込まれた際に、以下の各号に定める書類の 提出を求めることがあり、利用者はその求めに応じるものとします。
- (1) 個人として申込みをする場合
 - (a) 代表者及び本件施設を実際に利用する個人の身分証明書(運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等)の写し
 - (b) 印鑑登録証明書
 - (c) 食品衛生責任者手帳、食品衛生管理者資格証、調理師免許証等の写し

- (d) 損害賠償保険及び生産物賠償責任保険に係る保険証書の写し(保険に加入している場合)
- (e) その他、当社から別途提出の指示がある書類
- (2) 法人として申込みをする場合
 - (a) 商業登記簿謄本
 - (b) 印鑑登録証明書
 - (c) 代表者及び本件施設を実際に利用する個人の身分証明書(運転免許証、国民 健康保険被保険者証、パスポート等)の写し
 - (d) 本件施設を実際に利用する個人の食品衛生責任者手帳、食品衛生管理者資格 証、調理師免許証等の写し
 - (e) 損害賠償保険及び生産物賠償責任保険に係る保険証書の写し(保険に加入している場合)
 - (f) その他、当社から別途提出の指示がある書類
- 3 本件施設の利用は予約制です。利用者におかれましては、利用をご希望される日時を当社指定の方法で予約申請して下さい。当社が利用者に対し、当該予約申請に対する承諾の通知をした時点で、本件施設の利用にかかる予約が成立します。
- 4 当社は、利用者が本件施設の利用に係る予約申請を行った際に、必要に応じて、利用者と本件施設のご利用内容に関し協議・相談を求めることがあり、利用者はその求めに応じるものとします。
- 5 本件施設のご利用日時には、準備及び後片付け・清掃の時間が含まれるものとします。なお、利用者のご都合によりご利用日時を超過された場合は、別途追加料金を頂戴します。ただし、他の利用者のご利用日等との関係で、ご利用の超過に応じられない場合もありますので、ご了承下さい。
- 6 本件施設の利用料金及び費用は、当社指定のタイミング(ご利用の予約が成立したとき、実際にご利用されたとき等)に、当社が指定する決済手段(クレジットカード、銀行振込、現金もしくは当社が別途指定する決済手段)を利用してお支払い下さい。なお、クレジットカードにおける決済手数料、銀行振込における振込手数料、決済代行会社に支払う決済手数料等、お支払いに係る費用は別途ご負担をして頂きます。

第4条(キャンセル)

利用者が本件施設利用の予約成立後に自己都合でキャンセルされる場合は、キャンセル扱いとします。

- 2 当社にお支払い頂くキャンセル料金は、以下のとおりとします。なお、クレジットカードにおける決済後のキャンセル・減額変更にかかる手数料、または銀行振込における返金時の振込手数料は別途ご負担して頂きます。
- (1) 利用希望日の15日前までのキャンセル:利用料金の25%
- (2) 利用希望日の14日前から3日前までのキャンセル:利用料金の50%
- (3) 利用希望日の2日前から当日のキャンセル:利用料金の100%

第5条(利用制限事項、禁止行為)

利用者が以下の各号いずれかに該当する場合、当社は本件施設の予約取り消しまたは利用のお断りをする場合があります。この場合であって、第4条第2項各号に定める時期が到来している場合、当社は利用者に対しキャンセル料を請求できるものとします。なお、本項に定める予約取り消しまたは利用のお断りにより利用者がこうむった損害については、当社は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2) 本件施設の利用を申込む際当社に通知した内容が事実と異なる場合。
- (3) ご相談頂いたご利用内容と実際のご利用内容とが異なる場合。
- (4) 本件施設に係る利用権の譲渡・転貸をした場合。
- (5) 本件施設を損傷・汚損した場合、またはそのおそれがある場合。
- (6) 利用目的が非合法なもの、公序良俗に反するもの、または反社会的なものである

- 場合、またはそれらのおそれがあると当社が判断した場合。
- (7) 利用者が暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員もしくは準構成員であることが判明したとき、または暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
- (8) 詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的 言辞を用いるなどした場合。
- (9) 関係官公庁より利用の中止命令が出た場合。
- 2 前項に記載する場合の他、当社は利用者に対し、以下の各号に定める行為を禁止 します。
- (1) 当社に承諾を得ていない営業、販売、寄付募集等の行為。
- (2) 当社の承諾を得ずに危険物(火薬、油脂、薬品、毒性ガス、劇薬、ガスボンベ等)を持ち込む行為。
- (3) 当社の承諾を得ずに異臭がする物、腐敗物、腐食物等を持ち込む行為。
- (4) 当社の承諾を得ずに食器、調理器具を持ち込む行為。
- (5) 当社の承諾を得ずにペット、家畜等の動物を持ち込む行為。
- (6) 当社の承諾を得ずに本件施設の厨房設備または付属の調理器具以外で火気を使用する行為。
- (7) 麻薬等の薬物を使用または持ち込む行為。
- (8) 本件施設に落書き・いたずら等をする行為。
- (9) 電気・ガス・水道・インターネット通信回線を過剰に使用する行為。
- (10) 喫煙する行為。
- (11) 騒音または大音響を発する行為。
- (12) 当社が本件施設に設置・保管している備品・商品を無断で持ち出す行為。
- (13)他の利用者に配慮のない行為。
- 3 利用者が本条第1項に定める項目に該当する場合により、または利用者による本 条第2項に定める行為により、当社が損害を被った場合、損害賠償をして頂きま す。

第6条(責務、遵守事項)

利用者は、本件施設のご利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、防災などに万全を期して下さい。また、本件施設ご利用の際に持ち込まれた食材・食器・調理器具その他の物品の管理、盗難・事故防止等は、利用者が責任を持って行って下さい。

- 2 利用者は当社に対し、本件施設の利用により得られた売上高を報告する義務を負います。
- 3 顧客、他の利用者及び当社の従業員・スタッフに対する迷惑行為はご遠慮下さい。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本件施設のご利用を中止させて頂く場合がございます。
- 4 本件施設のご利用に際し、利用者及び当該利用者が本件施設に持ち込まれた食材・食器・調理器具その他の物品に起因する、当社及び第三者に対する損害については、全て当該利用者に賠償して頂きます。
- 5 本件施設利用終了後は、後片付け・清掃も含め、本件施設利用前の状態でお返し 下さい。使用後に清掃を必要とする場合は、別途清掃費を頂くことがございます。
- 6 本件施設利用の際に利用者側で出したゴミは、原則、利用者側で処分して下さい。(当社と利用者の間で別途協議のうえ当社側で処分すると定めた場合は、当該処分にかかる費用をお支払い頂きます。)
- 7 本件施設利用において、本件施設にない必要品については、原則、利用者側で手 配して下さい。
- 8 利用者が本件施設を損傷、汚損等した場合、当社が算定した修理費・復旧費をお支払い頂きます。
- 9 利用者が本件施設をご利用されるにあたっての保険は、原則として、利用者が加入

されている損害賠償保険及び生産物賠償責任保険を適用させて頂きます。利用者が 保険に未加入の場合は、当社指定の保険に加入するものとします。

第7条(売上高等の調査)

当社または当社の指定する者は、利用者に対し、本件施設の利用により得られた売上高に関して報告を求め、利用者の作成した帳簿、記録、証憑等の関係書類の提出を求めることができ、利用者は、合理的理由がない限り、これらを拒むことができないものとします。

第8条(遺失物等の取扱い)

利用者が本件施設の利用に際して遺失物、放置物等を生じさせた場合は、原則として、利用者各自の自己責任とし、当社は責任を負いません。ただし、当社の青めに帰すべき事由があった場合は、10万円を限度(当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます)として賠償します。

2 忘れ物・放置物については、原則として1週間保管した後に処分させて頂きます。

第9条(個人情報の保護)

当社は、本件施設の利用許諾を通じて知り得た利用者の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令、及び当社が別途定める個人情報保護方針(長野ターミナル会館事業における「個人情報の保護について」)に基づき、正確かつ安全に取り扱うものとします。

第10条(権利義務の譲渡等の禁止)

当社及び利用者は、相手方の書面による事前承諾なしに本規約に基づく本件施設の利用に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託してはならないものとします。

第11条(免責)

当社は、利用者の本件施設ご利用に伴う事故、盗難、破損その他のトラブルや第三者に対する損害について、当社側に故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。

- 2 天災地変、感染症、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・ 処分(他の利用者の責による保健所等からの営業停止処分を含む)、ストライキ等 の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない事由による本規約に 基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わな いものとします。
- 3 本規約または本規約と一体をなすその他の規定等が消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本規約及びその他の本規約と一体をなす規定等のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。

第12条(損害賠償)

本件施設の利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、利用者の自己責任 とし、当社は責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由があった場合(当 社に故意又は重大な過失があった場合を除く)は、10万円を限度として賠償します。

- 2 本件施設の利用に際して、利用者が自己の責に帰すべき事由により受けた損害については、当社は一切損害賠償の責を負いません。
- 3 本件施設の利用に際して、利用者の責に帰すべき事由により当社または第三者が損害 をこうむった場合、利用者は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- 4 本件施設の利用に際して、利用者に発生した怪我・病気・事故等(死亡等重大事故は除く)については、原則として、利用者の自己責任とし、当社は責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由があった場合は、原則として50万円を限度(当社に

故意または重大な過失があった場合を除きます。)として賠償します。

第13条(本規約の変更)

当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。

- (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の30日前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を長野ターミナル会館のウェブサイトにて掲示します。
- 3 変更後の本規約の効力発生日以降に利用者が本件施設を予約または利用したときは、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第14条(有効期間)

本規約の有効期間は、当社が第3条第1項に定める利用の申込みに対する承諾をした日から1年間とします。ただし、期間満了の3か月前までに当社と利用者のいずれからも書面にて更新を拒絶する旨の意思表示がなされなかったときは、同一の条件でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

- 2 当社は利用者に対し、前項に定める有効期間の延長がなされる際に、第3条第2項 各号に定める書類の提出を再び求めることがあり、利用者はその求めに応じるもの とします。
- 3 本規約が終了した後も、第5条(利用制限事項、禁止行為)、第10条(権利義務の譲渡等の禁止)、第11条(免責)、第12条(損害賠償)、本条(有効期間)、第15条(分離可能性)、第16条(協議事項、準拠法、合意管轄)は有効に存続するものとします。

第15条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社ならびに利用者は、当該無効または執行不能と判断された条項またはその一部の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるよう努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。

2 本規約のいずれかの条項またはその一部が、ある利用者との関係で無効または執行 不能と判断された場合であっても、他の利用者との関係における有効性等には影響を 及ぼさないものとします。

第16条(協議事項、準拠法、合意管轄)

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義ある事項に関しては、当社及び利用者(利用申込者を含む)は本規約の趣旨に従い誠意をもって協議し解決するものとします。

- 2 本規約の準拠法は日本法とします。
- 3 本規約から生じる一切の紛争については長野地方裁判所または長野簡易裁判所を 第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

特約

特約第1条(当社側の飲食店営業許可を使用する場合)

利用者が当社側の飲食店営業許可を使用する場合、当社が本件施設における飲食店営業(以下「本件営業」といいます。)を利用者に委託し、利用者はこれを受託する形となります。

- 2 本件営業の名義及び管理責任は、本件施設において飲食店営業許可を受けている 当社にあり、利用者は本件営業を行うにあたって当社の指示に従うものとしま す。
- 3 利用者が実施した本件営業の損益は、利用者に帰属するものとします。
- 4 当社は利用者に対し、本件施設における食品営業許可(許可番号:飲食店営業:5 保食第1号の00406759、そうざい製造業:5保食第1号の00406777、菓子製造業: 5保食第1号の00406768)を受けていることを表明し、保証します。
- 5 利用者が本件営業を実施するにあたり、第三者(顧客を含みます)が損害を被った場合において、その損害の賠償に利用者が負うべき責任及び本規約不履行により利用者が負うべき責任を、以下の各号に定めます。
- (1) 利用者の故意又は過失により第三者(顧客を含みます)が被った損害について、 当社が損害賠償を行った場合には、当社は利用者に対し、特段の事情がない限 り、当該第三者(顧客を含みます)に支払った損害賠償額について求償すること ができるものとします。
- (2) 利用者は、当社に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として当社に支払うものとします。
- 6 利用者は、名義の如何を問わず本件営業の再委託を含め、本件営業を第三者に再 委託し、あるいは第三者との共同で本件営業を行ってはならないものとします。 ただし、当社の承諾を得た場合はこの限りではありません。

特約第2条(利用者側の飲食店営業許可を使用する場合)

利用者が自ら取得した飲食店営業許可を使用する場合、利用者が本件施設において本件営業)を行う際に、利用者が本件施設において自らの責任で飲食店営業許可を取得するものとします。

- 2 利用者が実施した本件営業の損益は、利用者に帰属するものとします。
- 3 当社は、利用者が本件施設の利用を申込まれた際に、本規約第2条第4項に定める書類に加えて、「利用者が本件施設において飲食店営業を行う為に必要となる、飲食店営業許可証の写し」の提出を求め、利用者はその求めに応じるものとします。
- 4 本件営業の管理責任は、本件施設において飲食店営業許可を受けている利用者にあり、当社は故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。
- 5 利用者は、名義の如何を問わず本件営業の再委託を含め、本件営業を第三者に再 委託し、あるいは第三者との共同で本件営業を行ってはならないものとします。 ただし、当社の承諾を得た場合はこの限りではありません。

特約第3条(本件施設)

当社は当社が運営する下記の本件施設を、利用者に利用して頂きます。

記

名称: ターミナル シェア キッチン 「発車オーライ!」 所在地:長野市岡田町178番地2 長野ターミナル会館1階

本件施設における専用利用可能面積:厨房:26m²

:軽食コーナー (フリースペース) 47㎡

:パーティールーム 45㎡

本件施設における同時利用可能人数:最大 68人

営業時間: 9時30分 ~ 19時30分

休業日 : 不定休 原則毎週月曜日は施設メンテナンス日として休業します。

※専用設備等:

- · 冷凍冷蔵庫(1台)
- ・スチームオーブンレンジ (1台)
- ・ワークテーブル (3台)
- ガステーブル(3日1台)
- ・ガスフライヤー(1台)
- ・シンク(3槽1台 2槽1台(パーティールーム))
- 食洗器(1台)
- ·配膳台·調理台(各1台)
- ・電子レンジ(1台)
- · 収納設備(食器棚1台)
- 製氷機(1台)
- ·調理器具(別紙一覧1)

※共用設備、スペース等

- ・トイレ(長野ターミナル会館のトイレを利用する)
- ・手洗場(長野ターミナル会館の手洗場を利用する)
- ・駐車場(長野ターミナル会館の駐車場が利用可能)
- ・エアコン:あり
- ·食器(別紙一覧2)
- ・電気、ガス、水道
- Wi-Fi

※テイクアウト用スペース・設備

■あり □なし

特約第4条(利用料金、費用)

利用者は当社に対し、本件施設の利用料金として、以下の各号に定める金額の合計を支払うものとします。

- (1)テナント料:別紙一覧3による(消費税別途加算)
- (2) 売上手数料: 本件施設の利用により得られた売上高(消費税込)の10%
- 2 利用者は当社に対し、以下の各号に定める費用の合計を支払うものとします。 なお、これらの費用は、当社と利用者で別途協議のうえ定めた方法により算出するものとします。
 - (1)水道光熱費
 - (2)通信費
 - (3)消耗品費
 - (4)清掃費
 - (5)ゴミ処理費
 - (6)前各号の他、当社と利用者の間で別途定めた費用
- 3 利用者は当社に対し、本件施設を利用した期間における本条第1項に定める利用 料金及び本条第2項に定める費用を、当社が別途指定した期限までに支払うもの とします。

特約第5条(レンタル収納サービス)

当社は利用者に対し、本件施設において、レンタル収納サービスを以下の各号に定めるとおり提供します。当該サービスの利用代金は、当社と利用者が別途協議のうえ定めるものとします。

- (1)利用者は、事前に当社に申請し承認された物品(以下「本件物品」といいます。)を、本件施設内における収納用スペースに、当社から承認を得た期間 (以下「本件保管期間」といいます。)、保管することができます。
- (2)利用者は、本件物品を、利用者の責任で、本件施設内における収納用スペースに

搬入、保管及び搬出を行うものとします。なお、搬入及び搬出にかかる期間は、本件保管期間内に含まれるものとします。

- (3)当社は、利用者が本件保管期間を超えても本件物品を搬出しない場合、連絡無く本件物品を処分・廃棄することができ、利用者は当該処分・廃棄に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。
 - (a) 当社は、次の事由がある場合は、本件物品の保管を拒絶することができます。
 - ① 本件物品が危険品、変質または損傷しやすい物品、荷造り・組み立ての不完全な物品その他保管に適さない物品と認められるとき。
 - ② 本件物品の保管に必要なスペースがないとき。
 - ③ 本件物品が50万円以上の価値を有するものであるとき。
 - ④ 本件物品の保管について特別の負担を求められたとき。
 - ⑤ 本件物品の保管が法令または公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - ⑥ その他やむを得ない事由があるとき。
 - (b) 当社は、次の事由がある場合は、本件物品の搬出を利用者に請求することができます。また利用者は、当社から当該請求を受けた場合、遅滞なく本件物品を搬出するこのとします。
 - ① 本件物品が危険品となったとき、変質または損傷したとき、荷造り・組み立てに崩れが生じたとき、その他保管に適さない状態となったとき。
 - ② 本件物品が50万円以上の価値を有するものであることが判明したとき。

付則

2024年2月1日 制定

シェアキッチン「発車オーライ!」利用申込書

「シェアキッチン利用規約」を承諾のうえ、下記のとおりシェアキッチン(施設・設備)の利用を申し込みます。

(太枠	⋭内の項目に	こついて	ご記入下さい	١)							申 込 日:	20		年	月	日
	フリガナ										フリガナ					
申込者名			(個人の場合は個人名、法人・団体の場合は法人名・団体名を記入)							(法人・団体の場合は、代表者名) (代表者名)						
	住 所	~	<u></u>		_		Managana					Į.				
連絡先			TEL:	_				FAX:		FAX:	_			_		
			携帯: — — — —							E-	E-mail:					
シェフ	アキッチンに する名称	掲示										(%		jev)	館, 掲示板	表示非表示
	利用内容		調理・製造・ お客様への見					<u>-</u> -	イン、デリバリー	ー、その(也()	_)		
			利用希望スケ	ジュ-	ール				開始時	間	終了時間			Ü	着	
20	年	月	日()	20	年	月	日()	時	分	時	分	А·В	. С	の区分	
20	年	月	日()	20	年	月	日()	時	分	時	分	А·В	. С	の区分	
20	年	月	日()	20	年	月	日()	時	分	時	分	А·В	. С	の区分	
20	年	月	日より		毎月	1	日		時	分	時	分	А·В	. С	の区分	
20	年	月	日より		毎週	<u> </u>	翟日		時	分	時	分	А·В	. С	の区分	
20	年	月	日()						時	分	時	分	別紙	[ヿ有 ・ ・ <u>-</u>	無
利用者の人数			;	名	利用者の」	氏名										
飲1	食店営業	許可	□無 .	[] (株	□ (株)長栄の飲食店営業調			許可の使用を希望		□ 申込者の飲食店営業許可を使用 (□		(取得予定	(含む))			
	の他に必要 弁認可・免	□ 菓子製造許可 □ そうざい製造業許可 □ 食品衛生管理者 □ 食品衛生責任者				食肉製品製造業	许可	□乳製品製造業	許可	□酒類	販売業	免許 🗌	その他			
持ち	込みを希§ もの	□食材	□ 調理器具			□資村	<i>i</i>	□ ₹0)他							

[※]ご記入いただいた個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理いたします。 なお、お預かりした個人情報は、施設ご利用促進の案内等のために使用させていただくことがあります。 個人情報に関するお問い合わせは、株式会社長栄ターミナル営業部(TEL026-228-1153)までお願いします。

別紙一覧3 (テナント料)

料金の内容

「キッチンの利用 (調理)

|+フードの販売(オープンスペース=イートインスペース)

│+パーティールームの使用(バックヤード機能)

			単位:円
タイム	期間等	定価	キャンペーン 期間
А	1 か月 (4 回・毎週○曜日)	18,000	10,000
ランチタイム 9:30~	1回 (5H)	5,000	3,000
14:30	延長1時間	1,000	500
В	1 か月 (4 回・毎週○曜日)	18,000	10,000
ディナータイム 14:30~	1回 (5H)	5,000	3,000
19:30	延長1時間	1,000	500
С	1 か月 (4 回・毎週○曜日)	35,000	18,000
1 DAY 9:30~	1回 (10H)	9,000	5,000
19:30	延長1時間	1,000	500
パーティールームのみ	1回(5H) 9:30~ 19:30の間で	10,000	5,000
別途消費税10%			